

南魚沼市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する合意書

南魚沼市長及び南魚沼市教育長(以下「甲」という。)と南魚沼警察署長(以下「乙」という。)は、南魚沼市暴力団排除条例(平成24年南魚沼市条例第2号。以下「条例」という。)第6条の規定の実効性を確保するため、甲が暴力団排除措置を講ずるための甲と乙との連携に関し、次のとおり合意するものとし、その効力は、条例の施行の日から発するものとする。

(定義)

第1条 この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除措置 条例第6条に規定する措置をいう。
- (2) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(排除対象者)

第2条 暴力団排除措置の対象となる者(以下「排除対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用して
いる者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(規程の整備)

第3条 甲は、暴力団排除措置を講ずるために、必要に応じ、所要の規程を整備するものとする。

- 2 乙は、甲が行う事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、所要の規程を整備する必要があると認めるときは、その旨を甲に要請することができる。

(照会及び回答)

第4条 甲は、暴力団排除措置を講ずるため、甲が行う事務又は事業が暴力団を利用のおそれがある場合は、当該事務又は事業の相手方が排除対象者であるか否かについて、別記様式第1号により乙に照会することができる。

2 乙は、前項の規定による照会があったときは、事務又は事業の相手方が排除対象者であるか否かについて、別記様式第2号により甲に回答するものとする。

(通報)

第5条 乙は、前条の規定による場合のほか、甲が行う事務又は事業の相手方が排除対象者であると認めた場合は、別記様式第3号により甲に通報するものとする。

(結果の通知)

第6条 甲は、第4条第2項の規定により排除対象者である旨の回答又は前条の規定による通報を受けた場合において、暴力団排除措置を講じたときはその具体的内容を、講じなかったときはその理由を別記様式第4号により乙に通知するものとする。

(不当介入への対応)

第7条 甲は、甲が行う事務又は事業の相手方から、当該事務又は事業に関し、排除対象者又は排除対象者のおそれがある者から不法行為又は不当な要求を受けた申出があった場合は、当該相手方に対して速やかに警察に通報するよう指導するものとする。

(情報管理)

第8条 甲及び乙は、この合意書の運用により取得した個人情報を適正に管理し、当該個人情報をこの合意書に定める暴力団排除措置の目的以外には使用しないものとする。

(連携)

第9条 甲及び乙は、甲が暴力団排除措置を講ずるに当たり、情報交換又は具体的事案への対処のため必要があるときは、協議するものとする。

2 甲は、暴力団排除措置を講ずるに当たり、当該暴力団排除措置の対象者から不法行為又は不当な要求を受けるおそれがあると認めるとき、当該暴力団排除措置の対象者から訴訟を提起されることが予想されるときその他必要があるときは、乙に対して支援及び協力を求めることができる。

3 乙は、前項の規定による支援及び協力の求めがあった場合は、甲に対し必要な支援及び協力を行うものとする。

(適用除外)

第 10 条 甲による暴力団排除措置に関し、法令等に定めがある場合又は別に合意書等を締結している場合は、第 4 条から第 6 条までの規定は適用しないものとする。

(協議)

第 11 条 甲による暴力団排除措置に関し、この合意書に定めのない事項又は合意書の運用に必要な事項については、その都度甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この合意書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名押印して、各自 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 6 月 29 日

南魚沼市長 井口 一郎

甲

南魚沼市教育長 遠山 正雄

乙 南魚沼警察署長 本間 敏雄